

「大分県障がい者計画（第2期）（素案）」に対する県民意見の募集の結果について

令和6年2月27日
大分県福祉保健部障害福祉課

令和6年1月5日から2月5日までの間、県民の皆様から募集した「大分県障がい者計画（第2期）（素案）」についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び計画への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、2人の県民の皆様から延べ3件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	1	<p>インクルーシブ教育のための整備とあるが、教育者のみの関わりでは不十分。就学に際して医師や療育の専門家、児童発達相談員、保護者も含め個別会議が行われるべきであり、医療や療育等の専門的知見を持つ方の意見を検討し、就学前、就学以降も継続的支援がなされるべきである。</p> <p>相談体制の中に臨床心理士や支援相談員、療育の専門家等を配属若しくは派遣体制の構築が必須。教育現場へも継続的派遣がなされると教員の専門性も必然的に向上し、日常的な支援を専門家と行う方が負担も少なく研修もより実践的で効果的なものにつながる。</p>	<p>就学時に際しては、学校教育法施行令に基づき、各市町村ごとに、医療関係者等の専門家を委員とする適正就学支援委員会を設定して、就学先の決定を行っています。</p> <p>就学後の相談・支援体制については、県内7地区の特別支援学校に医師、臨床心理士等からなる専門家チームを設置し、地区内の幼児児童生徒への指導等について専門的な見地から、教育関係者に対し相談・支援を行っています。</p>

2	1	<p>精神障がい者の医療については、別途医療計画でも言及されているが、本計画では救急以外の疾患、感染症や生活習慣病等の一般疾病における対応が抜け落ちている。</p> <p>精神障がい者の高齢化以外にも、障がい児の成人移行と長命化について、健常者と同じ水準の医療を享受できる体制であるのか疑問がある。</p>	<p>感染症や生活習慣病等の一般疾病における対応については、医療計画で記載することとしています。</p>
3	1	<p>数値的あるいは客観的目標の設定が少なく、どのように評価を行うのかが不明。本計画に研究の文字がほぼなく、研修や推進が目立つので、外部のアカデミックな研究機関に現況と推進体制を客観的に評価してもらい、そのために計画的な予算がつけられるような記載を当計画内に加えるべきではないか。</p>	<p>本計画の評価については、関係行政機関や学識経験者、障がい者団体等で構成する「大分県障害者施策推進協議会」に進捗状況等を毎年度報告し、その意見を踏まえ、効果的な施策の実施、事業の見直し等の措置を講じます。</p> <p>また、同協議会での議事の内容については、県ホームページに掲載します。</p>

福祉保健部障害福祉課管理・計画班

電話 097-506-2723

電子メール a12500@pref.oita.lg.jp